

不法投棄防止合同巡視を実施します！ ～ 関係機関と連携し、パトロールを実施 ～

河川敷地への不法投棄が繰り返されていることから、能代河川国道事務所では、大館警察署及び大館市と連携し、米代川（大館市）において不法投棄防止合同巡視を実施します。

- ◆巡視日時 令和3年6月22日（火）10:30～11:30
- ◆巡視箇所 米代川（二井田大橋～田中橋）
（行程等については、別紙をご覧ください）

※なお、天候不良や河川の水位の状況により、中止する場合があります。

不法投棄は、「河川法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為であり、以下の罰則に処される場合があります。

- ◇「河川法」・・・3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金
- ◇「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
・・・5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金
（法人等の場合は3億円以下の罰金）

〈記者発表先：北秋田市記者クラブ、大館市記者クラブ〉

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 能代河川国道事務所
TEL 0185-70-1246（河川管理課）
TEL 0186-62-1226（鷹巣出張所）
河川管理課長 <small>タ ナカ ヤス ヨシ</small> 田中益栄（内線331）
鷹巣出張所長 <small>ナカ タ スミ ト</small> 中田純人（内線211）

別紙

日 時：令和3年6月22日（火） 10:30～11:30
巡視箇所：米代川右岸（大館市 二井田大橋～田中橋）

